

障害者総合支援法に基づく指定申請及び変更届出にあたり
建築基準法上の確認済証・検査済証がない場合の取り扱い

※本取り扱いについては、障害者総合支援法上の指定申請及び変更届出に関する大阪市の取り扱いであって、建築基準法上の確認申請手続きの取り扱いではありません。

① 建築確認済証あり、検査済証なしの場合

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課（06-6208-9288）にて建築計画概要書（台帳記載事項証明も可）の閲覧申請を行い、
検査済の記録がないかを確認。

- 建築計画概要書に検査済交付の記録（番号）あり →その写しを提出してください。
- 建築計画概要書に検査済交付の記録（番号）なし →**申立書【別紙1参照】**を提出してください。

【申立書の記載内容】

- 建築当時の施工業者、施工監理業者、施主のいずれかに、建築確認申請どおりに建築されたことを確認した。
- 建築の持主に、建築当初以降改築していないことを確認した。
※増改築がある場合→建築士による建築の安全性の**証明書（調査報告書）【別紙3】**を添付
- 建物の持主に、行政の建築担当部局及び消防署の改善命令等を受けたことがないことを確認した。

② 建築確認済証なし、検査済証なしの場合

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課（06-6208-9288）にて建築計画概要書の閲覧申請を行い、
建築計画概要書がある場合はその写しの交付申請を行う。

- 建築計画概要書に検査済交付の記録（番号）あり →その写しを提出してください。
- 建築計画概要書に建築確認済証の交付の記録（番号）があり、検査済証交付の記録（番号）がない
→**申立書【別紙1参照】**を提出してください。
- 証明がでない、上記担当部署で確認できない
→**申立書【別紙2参照】**を提出してください。

【申立書の記載内容】

- 建築確認済証のない理由
- 建物の持主に、行政の建築担当部局及び消防署の改善命令等を受けたことがないことを確認した。
- 建築士による建物の安全性の**証明書（調査報告書）【別紙3参照】**を添付